

佐川町人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び佐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年佐川町条例第23号)の規定に基づき、次のとおり平成18年度における状況について公表します。

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1. 採用者数

平成18年度に新たに採用された職員の状況は次のとおりです。 単位: 人

職区分	採用者数	職区分	採用者数
一般行政職	1	薬剤師・医療技術職	3
技能労務職	—	看護・保健職	2
医師職	2	合 計	8

2. 退職者数

平成18年度に退職した職員の状況は次のとおりです。 単位: 人

職区分	定年・その他	勸奨	自己都合	合計
一般行政職	1		2	3
技能労務職	1			1
医師職			3	3
薬剤師・医療技術職			1	1
看護・保健職		5	4	9
合 計	2	5	10	17

3. 部門別職員数の状況と主な増減理由

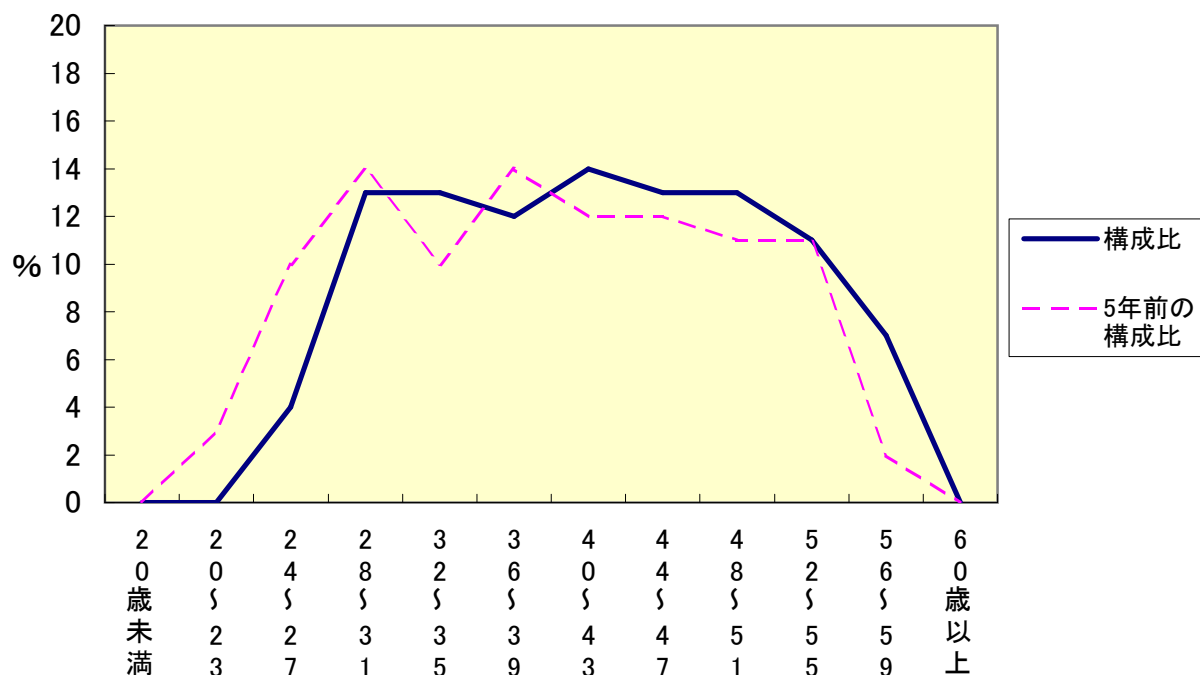
(各年4月1日現在)

部門			職員数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
			平成19年	平成18年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	事務の統廃合・縮小 課の新設による増等 課の統合による減等 事務の統廃合・縮小等
		総 務	28	28	0	
		税 務	11	12	△ 1	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	18	15	3	
		商 工	2	2	0	
		土 木	3	5	△ 2	
普通会計部門	計	民 生	17	17	0	事務の統廃合・縮小等
		衛 生	5	7	△ 2	
		計	86	88	△ 2	
教育部門		22	23	△ 1	欠員不補充	
消防部門						
小計		108	111	△ 3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数73.5人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数____人)	
公営企業等	会計部門	病 院	92	101	△ 9	欠員不補充、収益ダウンにより費用 の大幅な削減を図り増益を行った 介護予防に関する業務の強化
		水 道	4	4	0	
		下 水 道	1	1	0	
		そ の 他	11	10	1	
	小計		108	116	△ 8	
合 計		216 [260]	227 [260]	△ 11 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数147.0人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

4. 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	9人	28人	27人	26人	30人	27人	27人	24人	16人	0人	215人

(注)1 職員数は一般職に属する職員のうち教育長を除いた人数です。

5. 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 229	人 223	人 ▲6	% ▲2.6

(参考)佐川町定員適正化計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	6人削減 (高北病院職員を除く)

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

病院会計を除く 全部門	区 分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
	職員数	130	126	124	—	—	—	—	▲6
	増減		▲4	▲2	—	—	—	▲6 (100.0%)	▲6

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間で。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

第2 職員の給与の状況

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)17年度 の人件費率
18年度	人 14,689	千円 5,768,548	千円 199,815	千円 891,547	% 15.5	% 15.1

(注) 人件費には特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

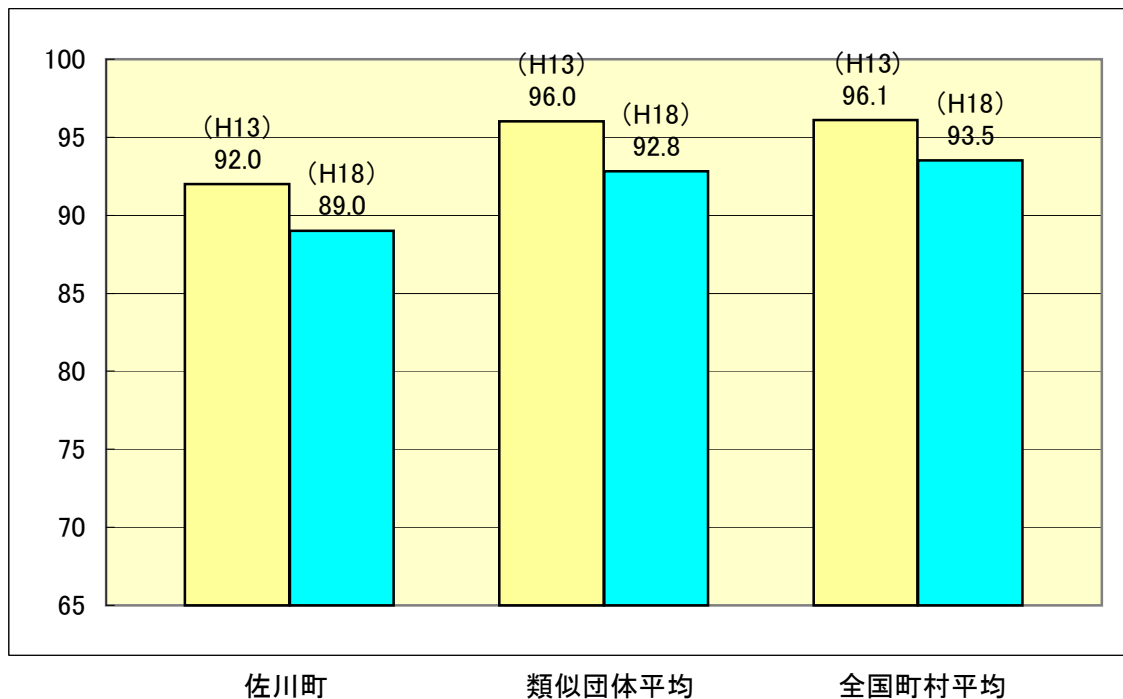
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類団平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 110	千円 380,327	千円 41,033	千円 153,853	千円 575,213	千円 5,229	千円 -

(注)1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項 特にありません

(4) ラスパイレス指数(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐川町	43.3歳	311,251 円	349,776 円	334,319 円
高知県	44.2歳	344,031 円	390,724 円	364,962 円
国	40.7歳	325,724 円	383,541 円	383,541 円
類似団体 (H18.4.1)	43.3歳	337,157 円	398,621 円	376,327 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
佐川町	47.11歳	13人	296,492円	308,117円	309,863円	-	-	-	-
うち 学校給食員	43.10歳	7人	267,457円	280,743円	280,743円	調理士	46.1歳	223,100円	1.26
うちその他	50.8歳	6人	330,367円	340,053円	337,167円	-	-	-	-
高知県	52.7歳	248人	345,083円	373,931円	359,223円	-	-	-	-
国	48.8歳	-	287,094円	320,514円	320,514円	-	-	-	-
類似団体 (H18.4.1)	48.9歳	-	289,363円	320,796円	310,572円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐川町	-	-	-
うち 学校給食員	4,522,629円	3,033,500円	1.49
うちその他	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐川町	44.2歳	505,529 円	1,159,474 円	550,600 円
高知県	-	- 円	- 円	- 円
国	46.2歳	475,185 円	705,934 円	705,934 円
類似団体	-	- 円	- 円	- 円

④薬剤師・医療技術職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐川町	40.9歳	300,569 円	347,232 円	318,800 円
高知県	-	- 円	- 円	- 円
国	42.4歳	319,906 円	368,066 円	368,066 円
類似団体	-	- 円	- 円	- 円

⑤看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐川町	39.5歳	278,100 円	333,264 円	302,326 円
高知県	-	- 円	- 円	- 円
国	37.3歳	286,346 円	320,534 円	320,534 円
類似団体	-	- 円	- 円	- 円

(注)1「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2)職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区分		佐川町	高知県	国
一般行政職	大学卒	159,700 円	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	134,000 円	142,700 円	135,600 円
	中学卒	- 円	127,700 円	127,700 円
医師職	大学卒	235,200 円	- 円	- 円
薬剤師・医療技術職	大学卒	176,100 円	- 円	- 円
	短大卒	154,200 円	- 円	- 円
看護・保健職	短大卒	178,300 円	- 円	- 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

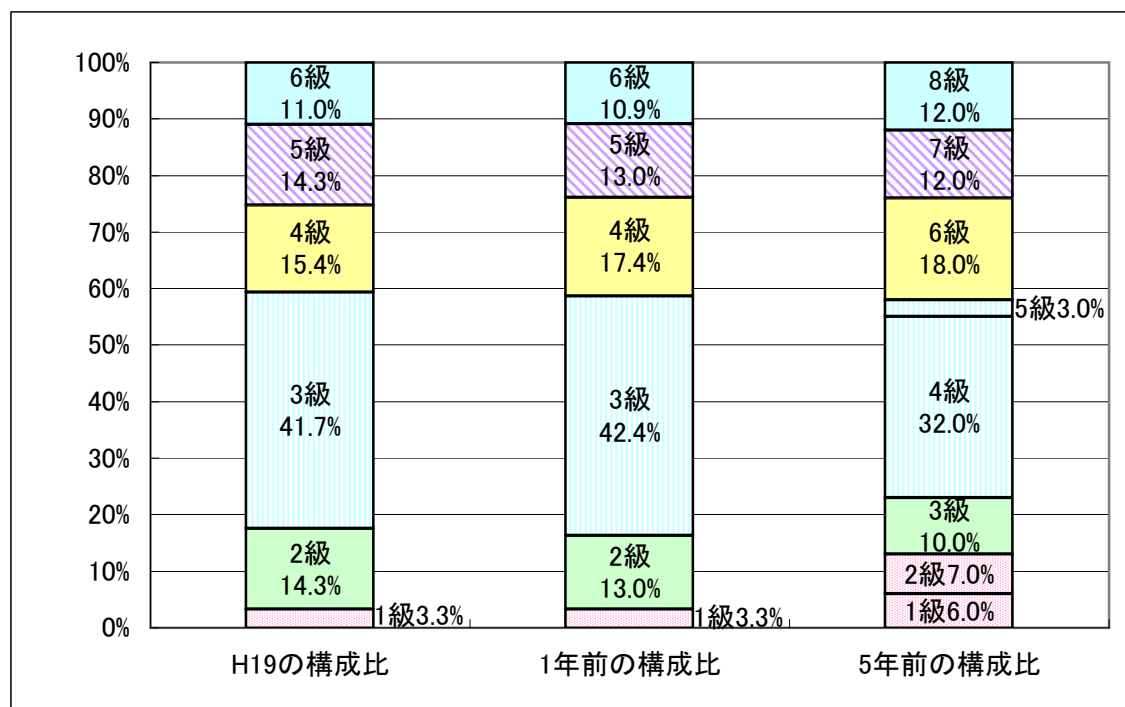
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	227,333 円	273,250 円	288,275 円
	高校卒	196,200 円	244,100 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
医師職	大学卒	- 円	- 円	- 円
薬剤師・医療技術職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円	- 円
看護・保健職	短大卒	239,744 円	269,133 円	288,010 円

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長、室長、事務局長、教育次長	10 人	11.0 %
5級	課長補佐、事務局次長、教育次長補佐、所長、館長、室長(課内)	13 人	14.3 %
4級	係長	14 人	15.4 %
3級	主任、主幹	38 人	41.7 %
2級	主査	13 人	14.3 %
1級	主事、技師、保健師、保育士	3 人	3.3 %

(注)1 佐川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価未実施のため、昇給区分に差を設けていません

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐川町	高知県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,375 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,874 千円	1人当たり平均支給額(18年度) - 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 勤勉手当の支給率は総額を算出するための支給割合であり実支給割合とは異なります

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価未実施のため、成績率に差を設けず、一律支給を行いました

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

佐川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	千円	千円			
	1,482	21,142			

(注)1 退職手当は、職員が退職する場合に勤務した年数および退職の理由に応じて支給されます。佐川町は高知県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当は当該組合より支給されています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	47,868 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	825,316 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	25.7 %
手当の種類(手当数)	8

(特殊勤務手当の続き)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
死体処理手当	死体処理作業に従事する職員	左記	1日当たり1,000円
夜間看護手当	深夜(午後10時～午前5時)に病棟勤務する看護師、准看護師、助産師	左記	1回当たり2,000円～6,700円 +(時間給×0.25×時間数)
感染症防疫作業等手当	感染症防疫作業職員、感染症病室勤務職員	左記	1日当たり290円
放射線取扱手当	放射線業務に従事する職員(診察放射線技師、診療X線技師)	左記	1日当たり230円
検査業務手当	生理学的検査等に従事する職員(臨床検査技師、衛生検査技師)	左記	1日当たり150円
早出手当	午前5時以前に給食業務に従事する職員	左記	1日当たり500円
医師手当	医療業務に従事する医師	左記	月額152,800円～763,200円
拘束手当	救急外来患者及び入院患者の病状の急変等に対処するため待機する職員	左記	1回当たり 医師2,150円～4,300円 看護師等950円～1,900円

(5)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	34,885 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	157 千円
支給実績(17年度決算)	35,892 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	160 千円

(6)その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合 そのうち1人 6,500円 配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同	—	千円 20,996	円 199,962
住居手当	借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額 27,000円 自己所有住宅(世帯主) 新築または購入の日から5年間 2,500円	同	—	千円 8,627	円 205,407

(その他の手当の続き)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18決算)
通勤手当	交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 6ヶ月定期券等一括支給を基本 交通用具(自動車等)使用者 片道 2km～ 5km未満 2,000円 5km～10km未満 4,100円 以下5km毎に支給額を加算 最高支給額 60km以上 24,500円	同	—	千円 9,269	円 72,984
管理職手当	管理または監督の地位にある職員 課長職級 24,900円 課長補佐職級 15,900円 院長職級 84,000円 副院長職級 51,200円 総看護師職級 19,700円 など	異	国の同等職より低額	千円 8,627	円 252,911

5. 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	700,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額 896,000 円 ／ 586,000 円
	副町長	584,000 円 (円)	730,000 円 ／ 490,000 円
	教育長	547,000 円 (円)	660,000 円 ／ 468,000 円
報酬	議長	269,000 円 (円)	408,000 円 ／ 240,000 円
	副議長	213,000 円 (円)	340,000 円 ／ 176,000 円
	議員	189,000 円 (円)	320,000 円 ／ 155,000 円
期末手当	町長 副町長 教育長	(18年度支給割合) 3.0月分	
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合) 3.0月分	
退職手当	町長 副町長 教育長	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100 給料月額×在職年数×300/100 給料月額×在職年数×250/100	(1期の手当額) (支給時期) 14,000 千円 任期毎 7,008 千円 任期毎 5,470 千円 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間(平成19年4月1日現在)

勤務日 月曜日～金曜日(8:30～17:30/ただし12:00～13:00休憩時間)
 週休日 日曜日及び土曜日
 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日
 ※特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日等の特例を定めています

2. 休暇(平成19年4月1日現在)

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります

- (1) 年次有給休暇 1暦年20日以内(20日以内の繰越を認める)
 (2) 病気休暇 公務傷病によるもの 必要と認められる期間
 一般の傷病によるもの 90日以内(結核性疾患の場合は1年以内)
 (3) 特別休暇

内容	期間
選挙権その他公民権の行使	必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植のため骨髄液の登録の申出、又は提供する場合	必要と認められる期間
ボランティア活動に参加する場合	5日以内/1年
結婚休暇	7日以内
出産休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)・産後8週間
保育時間(生後1年未満の子)	1日2回それぞれ45分(1日1回の場合は60分)以内
職員の妻が出産する場合	3日以内(妻が出産のため入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間)
職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
看護休暇(小学校就学前の子)	5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母・兄弟姉妹3日、孫・おじ又はおば1日等
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事	1日以内
夏季休暇	3日以内/1年(7月～9月の期間)
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
生理休暇(女性職員)	必要と認められる期間。(ただし2日を越えるときは、医師の診断書必要)
妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び同法第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
その他任命権者が特に必要と認めた場合	任命権者が必要と認める期間

- (4) 介護休暇 介護の対象者
・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
・同居の祖父母、孫、兄弟姉妹等

2週間以上の期間にわたり疾病等で、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内につき承認する。(無給)

- (5) 組合休暇 職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合において取得できる。1暦年につき、30日を越えない範囲で、1日または1時間単位で与えるものとする。(無給)

3. 育児休業等

- (1) 育児休業 職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。(無給)
- (2) 部分休業 職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間中2時間を越えない範囲で部分休業をすることができる。(無給)
※H19.10.1現在

第4 職員の分限及び懲戒処分状況

1. 分限処分(平成18年度)

単位: 人

処 分 事 由	後任	免職	休職	降格	合計
成績が良くない場合					0
心身の故障の場合			1		1
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

2. 懲戒処分(平成18年度)

単位:人

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0

第5 職員のサービスの状況

1. 年次有給休暇(平成18年1月1日～平成18年12月31日)

平均取得日数	11.1 日
--------	--------

(注)1 町長部局に属する非現業職の一般職であり、全期間を在職した職員を対象とする。
(当該期間中の育児休業者、休職の事由がある職員、中途採用者及び退職者を除く)

2. 介護休暇の取得状況(平成18年度)

取得者なし

3. 育児休業の取得状況(平成18年度)

区 分	育児休業取得者数	育児休業承認期間						
		3月以下	3月～ 6月	6月～ 1年	1年～ 1年3月	1年3月～ 1年6月	1年6月～ 2年	2年超
男性職員								
女性職員	10	1	1	5	2		1	

4. 部分休業の取得状況(平成18年度)

取得者なし

5. 職務専念義務免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

(条例に定める理由)

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) もっぱら職員団体の業務に従事する場合
- (4) 前3号に規定する場合を除くほか町長が定める場合

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1. 研修の状況(平成18年度)

区分	研修内容	コース数	受講者数
一般研修	資質向上のための階層別研修	6	11
派遣研修	研修機関等による専門分野の研修	21	63
その他	自主企画研修、職場研修	3	77

2. 勤務成績の評定

人事評価制度化へ向け試行準備中。H20から施行予定

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 福利厚生

職員の福利厚生制度には、法律により義務付けられた共済制度、労働安全衛生、公務災害補償などの法定福利厚生制度と、使用者が人事行政上の必要から実施する互助会制度などの法定外福利厚生制度の2つがあります。

佐川町では、高知縣市町村職員共済組合及び(財)高知縣市町村職員互助会に加入し、福利厚生の充実を図っています。

主な福利厚生制度の内容は次のとおりです。

項目		主な内容
法定福利	共済制度	法に基づく高知縣市町村職員共済組合に加入 【主な共済制度】 健康保険・休業・災害等給付 年金等給付 保養施設利用助成 住宅・入学等貸付
	健康診断	1年に1回職員に対して定期健診を実施 人間ドック、職場での健康診断
	公務災害補償	地方公務員災害補償基金及び法に基づき補償
法定外福利	互助制度	(財)高知縣市町村職員互助会に加入 【主な共済制度】 医療費・出産・結婚・災害等給付 体育・文化・教養事業への助成

2. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成18年度 0件

3. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成18年度 0件